

湖北広域行政事務センター告示第9号

湖北広域行政事務センター施設整備計画検討会設置要綱を次のとおり制定する。

平成27年 4月27日

湖北広域行政事務センター
管理者 若林 正道

湖北広域行政事務センター施設整備計画検討会設置要綱

(設置)

第1条 湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）が平成26年2月に策定した「センター施設整備に関する基本方針」に新たに斎場施設を加え、また、平成26年度策定の「ごみ処理基本計画」をもとに改訂作業を行い新たな「センター施設整備に関する基本方針（改訂版）」（以下「基本方針」という。）を定めるにあたり、専門的な意見を求めるため、湖北広域行政事務センター施設整備計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、センター各施設の現状と課題、先進地事例を把握し、基本方針について検討し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会の委員は10人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから管理者が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) センター関係職員

(任期)

第4条 検討会の委員の任期は、改訂作業が完了するまでとする。

2 委員が欠けたときは、前条各号の区分により補充できるものとし、その任期は前任者の任期までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 検討会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の運営について必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って定める。

(委員の報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、湖北広域行政事務センターの特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年3月15日条例第3号）に準じるものとする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、施設整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月27日から施行する。

(会議の招集)

2 この要綱の施行後初めて開かれる会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

(告示の失効)

3 この要綱は、第4条第1項に定める改訂作業が完了した日限り、その効力を失う。